第十七条の三の見出し	構成組合	市町村職員共済組合又は都市職員共済組合
第十七条の三	法第二十七条第四項	一元化法附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項
	構成組合	市町村職員共済組合又は都市職員共済組合
	、第二十七条第四項	、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十一条の規定により読み替えて適用する第二十七条第四項
	（第二十七条第四項	（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十一条の規定により読み替えて適用する第二十七条第四項
第三十条の二の二第一項	構成組合（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
第三十条の二の二第二項	構成組合	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
第三十条の二の二第三項	構成組合は	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は
	当該構成組合	当該組合
第四十一条第三項	すべての組合の	全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の
	総数	総数（当該連合会が市町村連合会の場合にあつては、全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を組織する職員である組合員の総数）

（災害給付積立金に関する経過措置）

第三条　新令第十八条の規定は、施行日以後に同条の払込みの期限が到来する災害給付積立金（地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第三十六条第一項に規定する災害給付積立金をいう。以下この項において同じ。）の払込みについて適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下「旧令」という。）第十八条の払込みの期限が到来した災害給付積立金の払込みについては、なお従前の例による。この場合において、指定都市職員共済組合が新令第十八条の規定により平成二十七年一月十日までに払い込むべき災害給付積立金の払込みに係る同条の規定の適用については、同条中「毎年一月、四月、七月及び十月の十日」とあるのは「平成二十七年一月十日」と、「、それぞれの月の前三月」とあるのは「、平成二十六年十二月」と、「当該前三月」とあるのは「同月」と、「とそれぞれの月の前三月」とあるのは「と同月」とする。

2　新令第十九条の規定は、施行日以後に生じた災害に係る同条に規定する災害給付に要する資金の交付について適用し、施行日前に生じた災害に係る旧令第十九条に規定する災害給付に要する資金の交付については、なお従前の例による。

（市町村連合会が行う共同事業に関する経過措置）

第四条　一元化法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の法附則第十四条の三の規定は、平成二十七年四月一日に始まる事業年度以後の各事業年度において全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が行う事業について適用し、同年三月三十一日に終わる事業年度において市町村連合会が行う事業については、なお従前の例による。この場合において、同号に掲げる規定による改正前の法（以下「旧法」という。）附則第十四条の三第二項中「又は拠出金」とあるのは「又は拠出金及び地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十八号）附則第五条第二項の特例拠出金」と、旧法附則第十四条の四第二項中「拠出金」とあるのは「拠出金及び地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令附則第五条第三項の特例拠出金」とする。

（市町村連合会が行う共同事業に要する拠出金等の特例）

第五条　地方公共団体、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。）、職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。）若しくは職員団体（法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。）又は指定都市職員共済組合（施行日の前日において旧法附則第十四条の四第一項の規定により指定されているものを除く。以下この項において同じ。）若しくは連合会（法第百四十一条第二項に規定する継続長期組合員をいう。）で、指定都市職員共済組合の組合員（継続長期組合員（法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員をいう。第三項において同じ。）、任意継続組合員（法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項及び第三項において同じ。）、特例退職組合員（法附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員をいう。次項及び第三項において同じ。）及び特例継続組合員（法附則第二十八条の七第四項に規定する特例継続組合員をいう。第三項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）に係るその月の負担金（法第百十三条第二項第一号及び第一号の二（これらの規定が同条第五項から第七項まで（これらの規定が法第百四十一条の二から第百四十一条の四までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は法第百四十一条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の負担金をいう。以下この項において同じ。）を負担するもの（以下この項において「費用負担者」という。）は、第三項の特例拠出金に要する費用に充てるため、平成二十六年十二月から平成二十七年三月までの各月において、当該費用負担者がその月の負担金を負担することとなる指定都市職員共済組合の組合員に係るその月の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となった給料をいう。）の額に新令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等（新令第十八条に規定する特別職の職員等をいう。次項及び第三項において同じ。）である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となった期末手当等をいう。）の総額との合計額に第三項の特例拠出金に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額を、指定都市職員共済組合に払い込まなければならない。

2　指定都市職員共済組合は、次の表の上欄に掲げる期限までに、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を、特例拠出金として市町村連合会に払い込まなければならない。

平成二十六年十二月三十一日	同月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同月の掛金の標準となった給料をいい、任意継続組合員にあつては同月の新令第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となった額とし、特例退職組合員にあつては同月の法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となった額とする。）の額に新令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と同月の組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同月の掛金の標準となった期末手当等をいう。）の総額との合計額に旧令附則第三十条の二の二第三項の規定により平成二十六年度分として払い込むべき拠出金に係る同項に規定する市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額